

## 第3期医療費適正化計画 PDCA管理様式

### 1. 目標に関する評価

(1) 住民の健康の保持の推進に関する目標

#### ① 特定健康診査の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
42.1%	44.1%	44.2%	43.3%	45.7%	—	70%
目標達成に必要な数値	45%	50%	55%	60%	65%	70%
第3期計画期間 の取組・課題	<p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道民の健康意識を高めるための普及啓発や未受診者に対する受診勧奨等を実施</li> <li>○北海道医師会や北海道薬剤師会と連携</li> <li>○保険者で構成する北海道保険者協議会を通じて、複数の保険者と複数の健診・保健指導機関との間で集合的な契約を締結 等</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症の流行により、受診控えが発生したことに加え、ワクチン接種業務への対応により、十分な受診勧奨ができなかったことから、特定健診の受診率が低迷している。また、2021年度は受診率が上昇したが、全国と比較すると依然として低い。(全国第47位)。</li> <li>○特定健診の継続受診者が少ない。 ○任意継続被保険者の受診率が低い。</li> <li>○国保被保険者のうち若年層及び治療中の者の受診率が低い。</li> </ul>					
第4期計画期間 に向けた改善について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切かつ効果的な特定健診ができるよう、個々の実施方法等について十分な検証・改善を行い、健診各保険者による情報共有や好事例の横展開を行う。</li> <li>○治療中の者の診療情報のうち、特定健康診査と同項目の情報を医療機関から提供を受ける事業(みなし健診)等の健診受診率向上に向けた取組を推進する</li> </ul>					

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」(厚生労働省)

#### ② 特定保健指導の実施率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
15.5%	18.7%	18.3%	17.2%	18.4%	—	45%
目標達成に必要な数値	20%	25%	30%	35%	40%	45%
第3期計画期間 の取組・課題	<p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健事業の企画立案や人材確保、人材育成など実施体制の充実</li> <li>○保険者で構成する北海道保険者協議会を通じて、複数の保険者と複数の健診・保健指導機関との間で集合的な契約を締結 等</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症の流行により、健診結果説明や指導を控えざるを得ない場合があり、十分な保健指導ができなかったことから実施率が低迷している。また、2021年度は実施率が上昇したが、全国と比較すると依然として低い。(全国第47位)。</li> <li>○保険者によって指導率に大きく差が出ている。</li> <li>○休日や夜間の指導機会の確保。 ○保健指導を受けない者が固定化している。</li> </ul>					

第4期計画期間に向けた改善について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定健診同様、個々の実施方法等について十分な検証・改善を行い、アプローチ手法の工夫など、健診各保険者による情報共有や好事例の横展開を行う。</li> <li>○特定保健指導の重要性等についての普及啓発やICTの活用等の保健指導実施率向上対策の取組の検討を行う。</li> </ul>
-------------------	---

出典：「特定健康診査・特定保健指導に関するデータ」（厚生労働省）

### ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
12.4% (対平成20年度比)	17.1%	16.5%	13.6%	16.7%	—	25% (対平成20年度比)
目標達成に必要な数値	14.5%	16.6%	18.7%	20.8%	22.9%	25% (対平成20年度比)
第3期計画期間の取組・課題	<p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道民の健康意識を高めるための普及啓発や適正体重の維持に向け、食生活改善及び身体活動・運動を支援する環境整備等を実施</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率は2017年度比では向上しているが、メタボ該当者と予備群の割合は全国平均を上回っている。</li> <li>○比較的男性にメタボ該当者が多く、特に若い世代の割合が高い。</li> <li>○特定健診や特定保健指導の実施率の向上が必要である。</li> </ul>					
第4期計画期間に向けた改善について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職種や勤務内容等を踏まえ、個人に合わせたイベント実施・情報提供等による基本的な意識の向上を図るとともに、特定健診受診率の向上や特定保健指導の実施により、新たな対象者の抑制が必要である。</li> </ul>					

出典：「2021年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。）（2008年度比）」（厚生労働省）

### ④ たばこ対策に関する目標

目標	○成人の喫煙率：12.0%以下
第3期計画期間の取組・課題	<p><b>【取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○禁煙イベントや特定健診受診時など、喫煙が及ぼす健康への影響について普及啓発</li> <li>○たばこをやめたい人に対するサポート体制の充実</li> <li>○学校等が行う未成年者の喫煙防止の取組</li> <li>○乳幼児への悪影響について、妊産婦の喫煙防止と女性の喫煙率低下の取組</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○喫煙が習慣となっており、改善が困難なことが多い。</li> <li>○禁煙の必要性を指導しても禁煙を希望する者が少ない。</li> <li>○喫煙が重大な健康被害因子である認識が低い。</li> </ul>
第4期計画期間に向けた改善について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○北海道受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、喫煙者への行動変容を促すようなアプローチ手法の工夫や関係機関と連携した禁煙の普及啓発を推進する。</li> </ul>

⑤ 予防接種に関する目標

目標	○インフルエンザをはじめとする予防接種の重要性やワクチンに関する正しい知識を普及啓発し、適切な予防接種の推進に努める。
第3期計画期間の取組・課題	【取組】 ○各種広報媒体を活用して、ワクチン接種の重要性に関する普及啓発 ○予防接種率向上等の支援
	【課題】 ○各種予防接種事業における正しい知識や接種率向上に向けた効果的な情報提供が必要である。
第4期計画期間に向けた改善について	○予防接種の効果や副反応リスクなどを、広報誌等を通し情報提供や予防接種に係る知識の啓発が必要である。

⑥ 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標

目標	○「糖尿病性腎性重症化予防プログラム」に基づき、医療関係者や保険者等と連携しながら、糖尿病の重症化予防の取組を推進するなど、生活習慣病の重症化予防を推進する。
第3期計画期間の取組・課題	【取組】 ○生活習慣の改善の重要性や生活習慣病に関する正しい知識について普及啓発 ○未治療者への受診勧奨 ○対象者を絞り込んだ重症化予防プログラムの実施 ○特定健康診査や特定保健指導により、疾病を早期発見、早期治療 ○糖尿病手帳を介して、かかりつけ医と連携 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進事業の取組推進 ○北海道医師会、北海道糖尿病対策推進会議と連携等
	【課題】 ○新型コロナウイルス感染症の流行により、事業の実施を見合わせざるを得ない期間があった。 ○医療機関等との調整や連携がうまく図れない。 ○健診未受診者から、重症化した生活習慣病が見つかることがある。 ○治療中であるコントロール不良者への対応が難しい。
第4期計画期間に向けた改善について	○重症化予防対象者の適切な抽出や効果的な受診勧奨が必要である。 ○継続的な保健指導を実施するため、医療機関等の関係機関との連携の強化が必要である。

⑦ その他予防・健康づくりの推進に関する目標

第3期計画期間の取組・課題	【取組】 ○がん対策として、市町村や関係団体等と連携し、効果的な普及啓発を実施。 ○がん検診の受診促進に向けて一層の普及啓発に取り組むとともに、特定健康診査との一体的な実施など受診手続の簡素化や効果的な受診勧奨の方法、被用者保険のがん検診との連携など環境整備を実施。
	【課題】 ○道内のがん検診受診率は、全国と比較すると低い状況にあることから、引き続き市町村等と連携しながら、受診率向上に取り組む必要がある。
第4期計画期間に向けた改善について	○市町村等と連携し、がん検診の受診促進に向けて一層の普及啓発などに取り組む必要がある。

(2) 医療の効率的な提供の推進に関する目標

① 後発医薬品の使用促進に関する数値目標

2017年度 (計画の足下値)	第3期計画期間					
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 (目標値)
74.2%	79.1%	81.9%	83.5%	83.4%		80%以上
目標達成に必要な数値	—	—	—	—	—	80%以上
第3期計画期間の 取組・課題	<b>【取組】</b> ○2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、2020年9月までに後発医薬品の使用割合を80%以上とする目標が定められ、これ以降も継続して目標が継続していることを踏まえ、安心使用促進の観点から本道の目標も国と同じ数値目標とし、使用促進策の検討等が必要。					
	<b>【課題】</b> ○医療関係者等から後発医薬品の使用促進への理解が必要である。 ○後発医薬品の使用割合の維持。					
第4期計画期間に向けた改善について	○引き続き、医療関係者等から後発医薬品の使用促進への理解を得られるよう、普及啓発等の取組が必要である。					

出典：「調剤医療費（電算処理分）の動向」（厚生労働省）

「NDBデータ（都道府県別使用割合）」（厚生労働省）

② 医薬品の適正使用の推進に関する目標

目標	<p>○「かかりつけ薬剤師・薬局」の役割やその重要性などについて、関係団体等と連携して道民への普及啓発に努めるとともに、道民が身近な「かかりつけ薬剤師・薬局」を適切に選択できるよう、道内の薬局の情報を道のホームページを通じて公表する。</p> <p>また、重複投薬を是正するとともに、複数にわたる種類の医薬品の投与を受けている患者について、副作用などのリスクを防止するため、関係団体と協力して、道民に対する「お薬手帳」の普及啓発の取組を拡大する。</p>
第3期計画期間の 取組・課題	<b>【取組】</b> ○「かかりつけ薬剤師・薬局」を適切に選択できるよう、道内の薬局の情報を道のホームページを通じて公表。 ○北海道薬剤師会等の関係団体と協力して、多剤投薬の患者等を対象とした医薬品の適正使用や医療費の適正化を推進する事業を実施。 ○関係団体と協力した、お薬手帳の普及啓発の取組 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施推進事業の取組推進等
	<b>【課題】</b> ○「かかりつけ薬剤師・薬局」や「お薬手帳」の役割、重要性などについて、関係団体等と連携して継続的な普及啓発が必要である。
第4期計画期間に向けた改善について	○引き続き、「かかりつけ薬剤師・薬局」や「お薬手帳」の役割、重要性などについて、関係団体等と連携してホームページ等を活用して道民への普及啓発が必要である。

③ その他の医療の効率的な提供の推進に係る目標

<p>目標</p>	<p>○病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実、介護サービスとの連携強化等により、医療提供体制の整備や地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、患者の健康増進や医療機関における疾病対策、在宅医療の体制の充実などを通じて、入院と在宅等の調和を図る。</p>
<p>第3期計画期間の 取組・課題</p>	<p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「地域医療構想」の目的について改めて認識共有を図るとともに、調整会議が「情報共有・意見交換」の場として機能するよう、構想説明会の開催、各種データや意向調査結果の情報共有、構想アドバイザーによる助言・論点提起などを実施。</li> <li>○ICTを活用した医療機関間等の診療情報の共有のための支援を実施。</li> <li>○概ね全道21医療圏ごとに設置している多職種連携協議会における、在宅医療を担う多職種連携のための課題の共有や研修会の実施 等</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「情報共有・意見交換」の場づくりに向けた環境整備が進められているが、具体的な取組に向けた集中的な議論を進める取組が必要である。</li> <li>○在宅医療の提供体制の構築のため、在宅医療を担う医療機関等の充実や地域における多職種の連携体制づくりが必要である。</li> </ul>
<p>第4期計画期間に 向けた改善に ついて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○具体的な取組に向けた集中的な議論を進めるため、各調整会議で、地域の実情を踏まえた「重点課題」（急性期機能の集約化、病院の再編・統合など）を設定し、地域医療構想調整会議等の場において、当該課題を踏まえた協議を実施する。</li> <li>○引き続き多職種連携協議会において在宅医療を推進するための連携体制構築のための課題の共有や研修会を実施するとともに、在宅医療推進支援センターにおいて地域に医療アドバイザーを派遣し、課題の解決に向けた専門的な助言などを実施していく。</li> </ul>